

(7) 特定動物飼養施設の状況

動物愛護管理法の規定に基づき、人の生命、身体又は財産に害を加える恐れがある動物として定められた動物(特定動物)の飼育を行う際には、市長の許可を受けなければなりません。

平成26年3月末の許可件数は15施設49件で、366頭の飼育実態があります。

	H21末	H22末	H23末	H24末	H25末
施設数	12	12	17	13	15
許可件数	49	48	52	47	48
飼育頭数	268	298	342	360	366

○福岡市動物園での飼養許可動物種

平成26年3月末現在

ほ乳類…シロテテナガザル、ブラッザグエノン、ダイアナモンキー、
ニホンザル、シシオザル、チンパンジー、ゴリラ、
オランウータン、マレーグマ、ツキノワグマ、ヒョウ、
ライオン、トラ、アジアゾウ、ミナシロサイ、
カバ、アミメキリン

鳥 類…ヒクイドリ、オジロワシ、オオワシ、コンドル

は虫類…ビルマニシキヘビ、アミメニシキヘビ、ワニガメ

コラム

特定動物について

特定動物にはトラやクマのようないわゆる猛獣の他にも、ゾウやキリン、オランウータンと言った動物園の人気者も含まれます。また、マムシやハブなどの毒蛇も指定されています。

福岡市内には動物園などの展示施設のほかに、個人で許可を取りニシキヘビやワニガメなどの特定動物を飼育している方もいます。

(8) 動物関係団体やボランティアとの連携・共働※

①動物愛護週間行事及び動物愛護フェスティバル（再掲）

広く市民の間に動物愛護の気風を招来し、動物の愛護と適正な飼育を啓発するため、動物愛護週間行事及び動物愛護フェスティバルを行っています。（1）③参照

②わんにゃんよかイベント（再掲）

動物関係団体との共働により平成22年度から犬猫の適正飼育講習、犬とのふれあい体験、犬猫の譲渡などを動物愛護管理センターで開催しています。（1）④参照

③ワーキンググループによる勉強会

動物愛護や適正飼育普及啓発などをテーマに、平成22年度から行政と動物関係団体などによるワーキンググループをつくり、効果的な啓発や問題解決の方法について勉強会を開催し意見交換しています。

年 度	22	23	24	25
ワーキンググループ勉強会 開催回数	12	3	3	7

④犬猫よろず相談（再掲）

犬猫の飼い主がかかえる疑問や問題に答える相談の場を作り、終生飼育を推進することを目的に専門家や動物関係団体との共働で平成25年度から「犬猫よろず相談」を開催しています。（1）⑤参照

⑤動物関係団体を介した犬猫の譲渡事業

市から直接譲渡することが困難と判断された犬猫については、動物関係団体の持つノウハウで社会性の低い犬等のしつけを行うなどして譲渡を行っています。

平成25年度 団体譲渡実績：犬44頭、猫26頭

⑥わんにゃんどんたく隊（再掲）

動物関係団体間及び行政と団体との意識共有を図り、連携を深めるきっかけづくりとして、また、見学する多くの市民に動物愛護について興味を持ってもらうために、平成23年度から動物関係団体と行政が一緒になってチームを作り博多どんたく港まつりのパレードに出場しています。（1）⑥参照

⑦ボランティアの受入れ

平成24年度から市民ボランティアを募り、事前研修を行った上で収容動物の世話や啓発イベントの補助などを行っています。

平成25年度末 登録者数：166名

活動内容：収容犬・猫の給餌や清掃 シャンプー・トリミング
しつけ相談 啓発イベントの補助など

※共働とは、相互の役割と責任を認め合いながら、対等の立場で知恵と力をあわせて、長所や資源を活かし、共に汗して取り組み、共に行動すること。（福岡市新・基本計画より抜粋）

2 課 題

平成21年4月に第1次計画を策定し、各施策に取り組んだ結果、犬猫ともに殺処分数は減少し、策定時の目標である「平成30年度までに犬160頭以下、猫1、300頭以下」と言う目標を達成し、平成25年度は犬42頭、猫375頭まで減少するなど、一定の成果をあげています。

しかし、いまだに無責任な飼い方が原因で結果的に福岡市が引取らざるを得ない犬猫やその結果として殺処分される犬猫がいます。さらに、犬猫の不適切な飼育や取扱いに起因する苦情・相談があることから、飼い主の責務が十分に理解され、実行されていない現状があります。また、狂犬病予防法に基づく狂犬病予防注射の登録数に対する平成25年度の実施率は52.9%と第1次計画の策定時の60.2%より減少しています。

このような中、平成24年9月に動物愛護管理法が一部改正され、動物取扱業の適正化のための規制強化及び多頭飼育の適正化について明記されました。これらの改正を受け、動物取扱業及び多頭飼育に関する監視指導のあり方についても検討が必要となっています。

さらに近年、地域猫活動のように、従来の飼い主と飼育動物の関係とは異なる管理の仕方も広がってきました。また、高齢化が急速に進んでいく中で、高齢者の犬猫飼育のあり方についても考えていく必要があります。

このように、人と動物の関係が多様化する中で、動物の適正な飼育や取扱いについて、市民の意識の更なる向上が求められると同時に、動物による人の生命・身体・財産に対する侵害の防止や狂犬病の発生予防・まん延防止など、従来からの動物管理についても、動物愛護の観点を踏まえながら取組みを継続していかなければなりません。

また、これらの施策推進のためには動物行政担当部署の取組みだけでは限界があり、これからは各主体間の連携共働を推進することが不可欠だと考えます。

